林業種苗法施行規則の一部を改正する省令

林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（生産事業者表示票の添付方法） **第十六条**　法第十八条第一項の生産事業者表示票は、容器又は包装を用いる場合にあつてはその外部の見やすい場所に、針金で結びつける方法その他容器又は包装から容易に離れない方法で添付し、容器及び包装を用いない場合にあつては各荷口又は各箇の見やすい場所に添付しなければならない。 （削る。）	（生産事業者表示票の様式及び添付方法） **第十六条**　法第十八条第一項の生産事業者表示票の様式は、別記様式第十二号による。 2　生産事業者表示票は、容器又は包装を用いる場合にあつてはその外部の見やすい場所に、針金で結びつけ、その他容器又は包装から容易に離れない方法で添付し、容器及び包装を用いない場合にあつては各荷口又は各箇の見やすい場所に添付しなければならない。
（配布事業者表示票の添付方法） **第十九条**　法第十八条第二項の規定による配布事業者表示票の添付については、第十六条の規定を準用する。 （削る。）	（配布事業者表示票の様式及び添付方法） **第十九条**　法第十八条第二項の配布事業者表示票の様式は、別記様式第十三号による。 2　配布事業者表示票の添付については、第十六条第二項の規定を準用する。
（生産事業者表示票又は配布事業者表示票に記載することができる事項） **第二十一条**　法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　種苗の銘柄（当該種苗の特性を表す用語を含む。） 二～五　（略） 六　種苗の生産国名その他輸出又は輸入に際して通常付される表示事項 七　増殖した特定母樹（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項に規定する特定母樹をいう。）から採取された種穂であるかどうかの別又は特定苗木（同条第四項に規定する特定苗木をいう。）であるかどうかの別 八　当該生産事業者表示票又は配布事業者表示票に記載された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）	（生産事業者表示票又は配布事業者表示票に記載することができる事項） **第二十一条**　法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　種苗の銘柄 二　種子にあつては発芽率並びにその鑑定機関名及び鑑定年月日、苗木にあつては根元径及び苗長についての規格並びにその検査機関名及び検査年月日 三　生産事業者の登録番号 四　生産事業者又は配布事業者が所属する団体の名称 五　都道府県知事が種苗につき特に定めている名称、略号その他の表示事項 六　種苗の生産国名その他輸出又は輸入に際して通常附される表示事項 （新設）
（証明） **第二十六条**　（略） 2　法第二十条第四項の農林水産省令で定める証明書の様式は、別記様式第十二号とする。 （立入検査職員の証明書） **第三十二条**　法第二十八条第二項の証明書は、別記様式第十三号による。	（新設） （証明） **第二十六条**　（略） 2　法第二十条第四項の農林水産省令で定める証明書の様式は、別記様式第十四号とする。 （立入検査職員の証明書） **第三十二条**　法第二十八条第二項の証明書は、別記様式第十五号による。